

周防大島町告示第63号

平成28年第2回周防大島町議会定例会を次のとおり招集する

平成28年5月27日

周防大島町長 椎木 巧

1 期 日 平成28年6月6日

2 場 所 大島庁舎議場

○開会日に応招した議員

平川 敏郎君	田中隆太郎君
広田 清晴君	久保 雅己君
中本 博明君	魚原 満晴君
今元 直寛君	松井 岑雄君
平野 和生君	吉田 芳春君
濱本 康裕君	新山 玄雄君
小田 貞利君	尾元 武君
荒川 政義君	

○6月14日に応招した議員

○応招しなかった議員

魚谷 洋一君

平成28年 第2回(定例)周防大島町議会会議録(第1日)

平成28年6月6日(月曜日)

議事日程(第1号)

平成28年6月6日 午前9時30分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告並びに議案説明
- 日程第5 報告第1号 平成27年度周防大島町繰越明許費繰越額の報告について
- 日程第6 報告第2号 専決処分の報告について(損害賠償の額を定めることについて)
- 日程第7 報告第3号 専決処分の報告について(損害賠償の額を定めることについて)
- 日程第8 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて(平成27年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号))
- 日程第9 議案第2号 平成28年度周防大島町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第10 議案第3号 平成28年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第11 議案第4号 平成28年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第12 議案第5号 専決処分の承認を求めることについて(周防大島町税条例等の一部改正)
- 日程第13 議案第6号 専決処分の承認を求めることについて(周防大島町国民健康保険税条例の一部改正)
- 日程第14 議案第7号 周防大島町犯罪被害者等支援条例の制定について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告並びに議案説明
- 日程第5 報告第1号 平成27年度周防大島町繰越明許費繰越額の報告について
- 日程第6 報告第2号 専決処分の報告について(損害賠償の額を定めることについて)
- 日程第7 報告第3号 専決処分の報告について(損害賠償の額を定めることについて)

- 日程第8 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号））
- 日程第9 議案第2号 平成28年度周防大島町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第3号 平成28年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第4号 平成28年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第5号 専決処分の承認を求めることについて（周防大島町税条例等の一部改正）
- 日程第13 議案第6号 専決処分の承認を求めることについて（周防大島町国民健康保険税条例の一部改正）
- 日程第14 議案第7号 周防大島町犯罪被害者等支援条例の制定について

出席議員（15名）

2番 平川 敏郎君	3番 田中隆太郎君
4番 広田 清晴君	5番 久保 雅己君
6番 中本 博明君	7番 魚原 満晴君
8番 今元 直寛君	9番 松井 岑雄君
10番 平野 和生君	11番 吉田 芳春君
12番 濱本 康裕君	13番 新山 玄雄君
14番 小田 貞利君	15番 尾元 武君
16番 荒川 政義君	

欠席議員（1名）

1番 魚谷 洋一君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 福田 美則君 議事課長 大川 博君
書 記 岡本 義雄君

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 椎木 巧君 代表監査委員 …………… 西本 克也君

副町長	岡村 春雄君	教育長	西川 敏之君
公営企業管理者	石原 得博君	総務部長	奈良元正昭君
産業建設部長	池元 恭司君	健康福祉部長	平田 勝宏君
環境生活部長	佐々木義光君	久賀総合支所長	松田 博君
大島総合支所長	奥村 正博君	東和総合支所長	中田 兼歳君
橘総合支所長	青木 一郎君		
会計管理者兼会計課長			木村 秀俊君
教育次長	岡野 正徳君	公営企業局総務部長	藤田 隆宏君
総務課長	中村 満男君	財政課長	重富 孝雄君

午前9時30分開会

○議長（荒川 政義君） 改めまして、おはようございます。

ただいまから平成28年第2回周防大島町議会定例会を開会をいたします。

魚谷洋一議員から今期定例会を欠席する旨の通告を受けております。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（荒川 政義君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の署名議員は会議規則第127条の規定により4番、広田清晴議員、5番、久保雅己議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（荒川 政義君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は去る5月27日開催の議会運営委員会において、協議の結果、お手元に配布してある会期日程のとおり、本日から6月14日までの9日間といたしたいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期はお手元に配布してある会期日程のとおり、本日から6月14日までの9日間とすることに決しました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（荒川 政義君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本年3月以降本日までに、議会へ提出されております文書について御報告をいたします。

まず、地方自治法の規定に基づき、監査委員より例月現金出納検査（3月・4月・5月実施分）と定期監査（3月・4月・5月実施分）の結果の報告がありましたので、お手元にその写しを配布いたしております。

次に、陳情・要望については、受理したものはございません。

続いて、系統議長会関係について、4月に発生した熊本地震の被災者と被災地復興を支援するため、県内各町議会議員から拠出された見舞金を取りまとめ、熊本県町村議会議長会へ見舞金70万円を5月17日に送金しております。

去る5月30日、31日に中野サンプラザホールで全国町村議会議長会主催の町村議会議長・副議長研修会が行われ、尾元副議長と私、荒川が出席をいたしました。「地方議会の役割と改革の行方「住民自治の根幹をなす議会」の作動」と題しての講演において、地方政治には負の連鎖と正の連鎖の可能性があります、負の連鎖が蔓延しているように感じられる。負の連鎖とは、新たな課題を追求するための時間と労力の負担増にもかかわらず、尊敬されず、コスト削減の要求が高まることにより、やりがい欠如し、立候補者が減少し、議員の属性が偏り、新たな課題の解決が困難になるという連鎖。また、正の連鎖の可能性とは、新たな課題を追求する議決責任を自覚により、それを行使するための時間と労力の増、それに応えるコストの維持・向上、尊敬とはいえないまでも不信解消によるやりがいの向上により、立候補者の増大と議員の属性の解消から新たな課題が解決できるという連鎖。各議会で実施されている議会改革が正の連鎖の可能性につながる重要な歯車を回していくことになるとの講演は、議会人として考えさせられるものでございました。

次に、山口県町村議会議長会の行政視察研修は7月29日から31日まで、北海道栗山町と余市町が予定されております。

栗山町は、御存じかとは思いますが2006年に全国で初めて議会基本条例を制定した町です。

また、余市町は、北のフルーツ王国よいちワイン特区として認定されている町です。

両町の町の特性を生かした取り組みを勉強してまいりたいと思っております。

次に、山口県町村議会議長会主催による議会実務研修会が5月19日に和木町で開催され、「人口減少時代をむかえた小規模議会の突破力」と題した講演では、小規模議会が今の議会改革の先駆者であり、議会改革は、住民福祉の向上につながる必要があるなどの意見は、大変興味深いものでございました。出席された議員各位にお礼を申し上げます。

続いて、柳井地区広域市町村議会議長会関係では、定期総会が5月24日に開催され、本年度の合同研修会の日程等について協議がなされ、7月28日に柳井クルーズホテルで実施することと

なりました。全員の参加をお願いするところであります。

次に、町人会関係につきましては、5月28日の東京大島ふるさと会へ広田清晴議員、今元直寛議員と私、荒川が出席をいたしました。町の最新の情報を届けるとともに、旧交を温めてまいりました。

また、広島・周防大島町人会が、7月17日に開催されます。その出席につきましては、各常任委員会より2名、計6名の出席をお願いいたしたいと考えております。各常任委員長さんにおかれましては、本日中に事務局へ参加者の報告をお願いいたします。

議員派遣の件につきましては、御議決いただくことといたしております。

以上、諸般の報告を終わります。

日程第4. 行政報告並びに議案説明

○議長（荒川 政義君） 日程第4、行政報告並びに議案の説明に入ります。

町長から行政報告並びに議案の説明を求めます。椎木町長。

○町長（椎木 巧君） おはようございます。

本日は、平成28年第2回周防大島町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変御多忙な折にもかかわらず御参集を賜り、厚くお礼申し上げます。

議案の説明に先立ちまして、5件の行政報告を申し上げます。

1件目は、平成28年熊本地震への対応についてであります。

去る4月14日熊本県熊本地方を中心に、マグニチュード6.5、最大震度7の地震、そして、4月16日未明にもマグニチュード7.3、最大震度7と連続して発生した大規模な地震によりまして、多くの家屋が倒壊し、死者49名、安否不明者1名、約1,800名が負傷され、今なお多くの方々が余震の続く中、避難所生活を余儀なくされているところであります。

本町におきましては、震度4を記録いたしました。幸いにも被災はございませんでした。この大災害に対する被災地への支援につきましてその状況を報告させていただきます。

まず、義援金についてであります。町内の主たる公共公用施設21カ所に義援金箱を設置し、皆様の御協力をお願いいたしました。5月末にこれらを一旦回収し、日本赤十字社に30万4,357円の義援金をお送りしたところであります。

また、周防大島町といたしましても山口県町村会や公益社団法人B&G財団を通じての支援を、さらには、議員各位におかれましては、山口県町村会議長会を通じて被災地の復興支援のための見舞金をお送りしたとお聞きしております。ここに皆様方の心温まる御気持ちに感謝申し上げますとともに、引き続き御協力をお願いすることとしております。

次に、人的支援についてであります。このたびは、九州・山口9県の災害時応援協定に基づ

く、カウンターパート方式により支援することとなっております、山口県及び県下の各市町は熊本県御船町を対象に職員派遣を行うこととなりました。本町は、5月9日から14日までの第1陣として職員2名を派遣し、続いて17日から21日までの第2陣、24日から28日までの第3陣と、計6名を派遣し、主に家屋被害調査や罹災証明の発行業務等を行ってまいりました。さらに、職員労働組合におきましても、2名の職員が復興支援活動に参加をいたしておるところであります。

いずれも被災地の惨状や取り巻く環境、そしてこれに対応する業務について身をもって体験するものであり、その経験は、今後の本町の防災対策や応急に必ず生かせるものでありまして、今後も可能な限り支援を続けてまいりたいと思っておりますので、御理解と御協力をお願い申し上げます。

2件目は、地方創生に係る包括協定の締結について行政報告をさせていただきます。

5月23日、立会人として、柳居県議会議員、荒川議長、尾元副議長、今元民生常任委員長の御臨席を賜り、株式会社山口銀行の次期頭取に内定いたしております吉村猛常務取締役、株式会社YMF G ZONEプランニング矢儀一仁社長との3者間による県内東部地区では初めてとなる地方創生に係る包括連携に関する協定を締結いたしました。

また、あわせて3月定例議会で御議決をいただきました周防大島版C C R Cにつきましても、報道発表をしたところでございます。

このたびの協定は、周防大島にひとを増やし、ひとがしごとをつくり、まちをつくるという好循環を実現するため、地方創生のキーワードと言われる産官学金労言のうちの金の部分として、金というのは金融機関のことですが、金融機関の部分として地域に根差した金融機関の持つ知力やネットワークという大きな力を活用させていただき、緊密な連携と協働により、地方創生を推進するためのものであります。

なお、協定の連携協力事項につきましては、①地域産業の振興、地域経済の活性化に関すること、②起業支援、雇用促進に関すること、③移住・定住促進に関すること、④周防大島版C C R Cの推進に関すること、⑤空き家の活用に関すること、⑥その他地方創生の推進に関することといたしております。

次に、町営渡船前島航路、前島浮棧橋での負傷にかかる損害賠償請求訴訟について、御報告をいたします。

平成27年3月4日の平成27年第1回周防大島町議会定例会におきまして、広島市南区堀越3丁目5番3号在住の藤井真由美氏が、周防大島町を相手として町営渡船前島航路、前島浮棧橋施設上で転倒、負傷したことに対する損害賠償請求訴訟を広島地方裁判所に提起したことを御報告いたしておりましたが、去る平成28年4月14日に裁判による判決に対する控訴期間が経過したことにより、周防大島町の全面勝訴が確定いたしましたので経過について御報告をいたしま

す。

裁判につきましては、民事による損害賠償請求事件であることから原告、被告双方の代理人である弁護士から書面を中心とした証拠書類の提出による期日弁論が展開され、第1回目の期日が平成27年1月28日に実施されました。

以降、事故現場の前島棧橋での現地調査、原告側、被告側双方の証人尋問を経て、平成28年3月2日の最終弁論など、都合12回の期日弁論を行い、3月30日に周防大島町側の主張を認める全面勝訴の裁判官判決が下され、この判決に対する控訴期間である4月14日までに原告側からの控訴手続きがなされなかったことにより判決が確定したものであります。

これにより、町側の弁護士に対する委託報酬が確定し、平成26年11月25日支払いの着手金115万7,895円と判決確定に伴う印紙や切手代などの諸費用11万3,972円、裁判の勝訴による成功報酬186万3,683円、それに対する消費税14万9,094円を加えた合計328万4,644円の裁判経費となりました。

したがいまして、歳出におきまして、着手金を差し引いた212万6,749円及び歳入におきまして、全国町村会総合賠償保険から補填される裁判経費として181万6,389円をこのたびの議会に補正予算計上させていただいております。

裁判においては全面勝訴したとはいえ、不要な裁判経費の支出に加え、議員、町民の皆様に変な御心配をおかけしたことをおわび申し上げますとともに、今後、細心の注意を払って離島航路の運航に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

4件目は、平成27年度周防大島町各会計決算見込みについてであります。

平成27年度の一般会計及び公営企業局企業会計を除く各特別会計の出納を閉鎖いたしました。いずれの会計も順調に執行することができ、一般会計では、翌年度へ繰り越すべき財源を除く実質収支は約7億3,000万円の黒字が見込まれる状況であり、また特別会計におきましても、黒字もしくは収支ゼロの決算見込みとなっております。これは、町民の皆様、議員各位の御理解と御協力のたまものであり、深く感謝申し上げる次第であります。

現在は決算書の調整作業を進めておりまして、公営企業局企業会計も含め、地方自治法第233条並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条に基づく監査委員の審査を経て、9月定例議会におきまして決算の認定をお諮りするとともに、実質公債費比率を始めとする財政健全化判断比率を御報告させていただく予定といたしております。

次に、損害賠償請求住民訴訟について、御報告をいたします。

平成28年4月25日付で、周防大島町行政監視グループ代表田中豊文氏が、町を相手に、平成27年度における交際費1件、1万円の支出が違法であるとして、損害賠償請求の住民訴訟を山口地方裁判所に提起をいたしました。

6月1日に訴状が町に対して送付されまして、平成28年6月29日、午前10時から口頭弁論期日として指定され、答弁書提出期日が6月22日までとされたところであります。

本件に関しましては、町は交際費として適正な支出と判断しており、町の顧問弁護士に委託し、損害賠償請求事件として応訴することといたしましたので、御報告をいたします。

以上、行政報告5件を報告させていただきました。

それでは、提出議案の概要につきまして、御説明を申し上げます。

本定例会に提案をしております案件は、報告3件、補正予算に関するもの4件、条例の制定、改正に関するもの3件であります。

報告第1号は、平成27年度繰越明許費繰越額について、繰越明許費繰越計算書の調整をいたしましたので、これを報告するものであります。

報告第2号及び報告第3号は、損害賠償の額を定めることについて、専決処分により処理をいたしましたので、これを報告するものであります。

議案第1号は、平成27年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を専決処分いたしましたので、これを報告し承認を求めるものであります。

議案第2号は、平成28年度一般会計補正予算（第1号）であります。

既定の予算に2,815万3,000円を追加し、予算の総額を139億3,015万3,000円とするものであります。

議案第3号は、平成28年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

既定の予算に333万8,000円を追加し、予算の総額を38億5,292万円とするものであります。

議案第4号は、平成28年度渡船事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

既定の歳入歳出予算に15万1,000円を追加し、予算の総額を8,515万2,000円とするものであります。

議案第5号は、周防大島町税条例等の一部改正について、地方税法等の一部改正に伴いまして、専決処分いたしましたので、これを報告し承認を求めるものであります。

議案第6号は、周防大島町国民健康保険税条例の一部改正につきましても、地方税法等の一部改正に伴いまして、専決処分いたしましたので、これを報告し承認を求めるものであります。

議案第7号は、犯罪被害者等基本法の基本理念にのっとり、犯罪被害者等に対する支援を総合的に推進することにより、安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的に、周防大島町犯罪被害者等支援条例を制定するものであります。

以上、議案等の概要につきまして御説明申し上げましたが、詳しくは提案の都度、関係参加が

御説明いたしますので、何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしく願いいたします。

なお、地方自治法の規定によりまして、町が出資をいたしております社団法人東和ふるさとセンター及び有限会社サザンセットとうわの経営状況を説明する書類として総会の資料をお手元に配布いたしておりますので、御高覧賜りますようお願いを申し上げ、行政報告及び議案の説明を終わります。

○議長（荒川 政義君） 以上で、行政報告並びに議案の説明を終わります。

暫時休憩します。

午前9時52分休憩

.....

午前9時56分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5. 報告第1号

日程第6. 報告第2号

日程第7. 報告第3号

○議長（荒川 政義君） 日程第5、報告第1号平成27年度周防大島町繰越明許費繰越額の報告についてから日程第7、報告第3号損害賠償の額を定める専決処分の報告についてまでの執行部の報告を求めます。奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） まず、報告第1号平成27年度周防大島町繰越明許費繰越額の報告についてでございます。

去る第1回定例会におきまして御議決をいただきました平成27年度の繰越明許費につきまして、歳出予算を繰り越しましたのでお手元に配布のとおり地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越計算書を調製し、報告するものでございます。

一般会計におきまして、繰越限度額4億5,116万3,000円に対し4億4,969万3,000円を、簡易水道事業特別会計は2,930万4,000円に対し同額の2,930万4,000円を、下水道事業特別会計は7,090万2,000円の限度額に対し同じく7,090万2,000円をそれぞれ繰り越しております。

事業ごとの繰越額及び財源につきましては、お手元の報告書に記載しておりますので御高覧いただきますようお願いをいたします。

次に、報告第2号専決処分について御報告を申し上げます。

平成28年2月24日に、町道追原・畑線において発生した事故による損害賠償の額を定める

ことについて、3月25日に地方自治法第180条第1項の規定に基づき、専決処分により処理をさせていただきましたので、同法同条第2項の規定により議会へ報告するものでございます。

この事故は、大字久賀地内の町道追原・畑線において、山中クリニック所有のマイクロバスが送迎のため、横断側溝の上を走行した際に、経年劣化による縞鋼板の変形が原因でその鋼板が跳ね上がったことにより、燃料タンク及びボディーを破損させたものでございます。

なお、損害賠償の額は72万986円であり、既に全国町村会総合賠償補償保険から4月1日に全額支払われましたので、あわせて御報告をさせていただきます。

続いて、報告第3号専決処分についてでございます。

平成28年4月13日に、町道正分・長天線において発生した事故による損害賠償の額を定めることについて、5月9日に地方自治法第180条第1項の規定に基づき、専決処分により処理をさせていただきましたので、同法同条第2項の規定により議会へ報告するものでございます。

この事故は、大字西安下庄地内の町道正分・長天線において、中河恵子氏所有の軽自動車が行中、対向車が来たため路肩部へ避けた際に、側溝のグレーチングが経年劣化による変形が原因で跳ね上がったことにより、軽自動車のフロントバンパーを破損させたものでございます。

なお、損害賠償の額は3万6,720円であり、既に全国町村会総合賠償補償保険から5月25日に全額支払われましたので、あわせて御報告をさせていただきます。

以上3件につきましての報告を終わります。

○議長（荒川 政義君） 以上で執行部の報告を終了します。

日程第8. 議案第1号

○議長（荒川 政義君） 日程第8、議案第1号平成27年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについてを議題とします。補足説明を求めます。奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） 議案第1号平成27年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについて、補足説明をいたします。

本案につきましては、平成27年度分の国保一般被保険者療養給付費について、残り3カ月分における前年同期からの伸び率を8%として増額補正予算を計上し、平成28年3月9日に御議決をいただいておりますが、その後の実績で、最終的に月平均約10%の伸びが見込まれる状況となり、3月31日に一般被保険者療養給付費の支払いに係る経費が不足することが判明したため、地方自治法第179条第1項の規定による専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づき、ここに報告し、議会の承認をお願いするものでございます。

5ページをお願いいたします。

このたびの補正は、予算の総額の増減を伴わないものであり、第1条に定めますとおり、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額を第1表歳入歳出予算補正とするものでございます。

その概要につきまして、事項別明細書により御説明をいたします。

11ページをお願いいたします。

歳出につきまして、1款総務費1項総務管理費1目一般管理費62万5,000円、2目連合会負担金1万1,000円、合わせて63万6,000円を、3項1目運営協議会費8万7,000円を清算見込みにより減額をいたしました。

2款保険給付費1項療養諸費1目一般被保険者療養給付費は負担金不足見込額1,184万円を増額計上。

12ページをお願いいたします。

2目退職被保険者等療養給付費43万5,000円、4目退職被保険者等療養費16万円、5目審査支払手数料15万6,000円を、それぞれ清算見込みにより減額し、1項の療養諸費を合計で1,108万9,000円増額いたしました。

2項高額療養費において、1目一般被保険者高額療養費467万6,000円、2目退職被保険者等高額療養費194万8,000円、13ページの3目一般被保険者高額介護合算療養費19万5,000円、4目退職被保険者等高額介護合算療養費10万円をそれぞれ減額し、2項高額療養費を清算見込みにより合わせて691万9,000円減額いたしております。

3項移送費において、1目一般被保険者移送費10万円、2目退職被保険者等移送費10万円、合わせて20万円を清算見込みにより減額いたしました。

14ページをお願いいたします。

4項出産育児諸費において、1目出産育児一時金43万6,000円、2目出産育児一時金支払手数料2,000円、合わせて43万8,000円を清算見込みにより減額いたしました。

5項葬祭諸費においても、1目葬祭費を清算見込みにより5万円減額いたしました。

8款保健事業費1項1目特定健康診査等事業費を249万6,000円、15ページの2項1目保健事業費を26万3,000円、それぞれ清算見込みにより減額計上するものでございます。

以上が議案第1号平成27年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについての概要でございます。

何とぞ慎重なる御審議の上、御承認を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑はございませんか。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 今回の調整はいわゆる医療費部分で一般部分が足りなくなるということで、当初の見込み8%増と見ちよったんじゃが10%ぐらいになるということで、急遽いわゆる歳出区分の変更、すなわち余剰分といいますか、清算残分をいわゆる予算に活用したという内容であります。それで私のほうがいつも言うのは抜本的対策は必要なんだというふうに言うてきました。言いますのがやっぱり今の国保会計の特徴、今回会計の特徴が出ちよるとは言いませんが、実際的にはかなり見込みとして不用分がかなり組まれておると。実際的にわかる範囲で答弁ですが、例えば今回支出不用分がありますよね。例えば増分が1,184万円で一般被保険者分、それで例えば清算の見込みで運営協議会が例えば何回ぐらやって実際的にはどのぐらいの余剰と、やった回数は一緒だが例えば欠席者が多かったために実際的には支払いがされてなかったというのかどうなのか、運営協議会のほうですね、これは。わかる範囲で答弁を求めておきたいというふうに思います。それと、もう一つは出産一時金について減額調整、いわゆる不用部分ということですが、出産一時金、国保、社保は別ですが国保に係る支出歳計、何人分だったかというのはメモしておりますか。メモしちよったら何人分で、例えば1人分減額しましたよという格好で答弁を求めておきたいというふうに思います。

また、もう一つはいわゆる基金運用であります。基金運用の考え方としてこういう突発の場合、基金運用対象内なのか対象外なのか、その考え方について聞いちょきたいと、いわゆる基金を取り崩して1,100万円について支出歳計を組むのかどうなのか、そのことの是非について執行部のほうの見解を聞いちょきたいというふうに思います。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） ちょっとですね、この今、それぞれの歳出の中から残額が出そうな科目から減を出して、それでもって歳出部分で保険給付費の不足であろうと見込まれるところに充当して、そこでちょうど収支ができたのでほかの財源を使わずに歳出の中の課目の調整でできたので、これは専決処分をさせていただいたんで、それぞれの科目に例えば今、おっしゃられました運営協議会の中で8万7,000円減額しておりますが、それらは3月の補正時点ではこのぐらいの余裕があっても特にきちっと1,000円まで正確に収支をするような清算をしとるわけじゃありませんので、だから8万7,000円は当然余剰であるというふうに出ると思ったわけですが、そこまで3月の補正で全てを千円単位まで全部精査して補正をやっているわけじゃありません。だから今回それぞれの科目でマイナスが出て、そしてまたそれを保険給付費に充てておりますが、その中身が今言われたように何回やって、何人欠席だったから何で8万7,000円残が出たのかということは決算のときの話でして、だから今回はそのぐらいの当然プラス分というのはどこにも出ておるということで、それを全部保険給付費に集めてやったと、プラスをつくったということなんですね。だから結果的には補正財源は必要なくて、中のプラスマイナスで収支ができ

たということです。それで、今、議員さんがおっしゃられるような、そういったときに基金を運用することはどうなのだということになりますが、当然基金の運用もオーケーだと思いますが、今回はそこまで必要ないし、またこれが基金の運用ではなくて別の会計から繰り入れるという方法でもいいと思っています。済みません。基金を取り崩してまでやるというような今回の補正ではないというふうに思っております。

○議長（荒川 政義君） 広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） おっしゃる意味はわかります。実際的に決算のときで見てくれという中身もわかります。まあただ例えばね、専決が出たときに財政当局もしくは部内で、今年度、じゃあ何人ぐらい子供が生まれたんかの、支出したんかの、ちゅうぐらいは話の種として出たんかどうなんか、例えばわしは、社保のこと聞いてないわけですよ。国保の中で支出がありますね、四十数万円ですか。その中で例えば国保のほうで何人生まれたんかなちゅうぐらいは計算すればちょっと出ますが、アバウトで出ますが、そういうなんでね、やっぱり私は日常的に会話の中でも大事な項目じゃないかという立場ですので、明らかにしちよきたいというふうに思います。

また今年度もどういう決算方式をとるかわかりませんが、繰り戻し方式をまたやってしまうのかどうかもわからん状態です。実際的にね。私はいつも繰り戻し方式はしなさんなというやり方をしてる。これ見解の相違です、明らかに見解の相違ですが。やっぱり国保会計というのは大変な会計なんだから、やっぱりずっとその年度年度にきちっとしなさいという格好で私は言うてきた立場なんで、あえて再度指摘をしておきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 平田健康福祉部長。

○健康福祉部長（平田 勝宏君） 先ほど広田議員さんから御質問がありました運営協議会の開催回数につきましてですが、予算上3回を計上しております、実績として2回でございます。それと、出産一時金につきましては、専決時点におきましてのまだ流動的な部分がございますので、これについては確定をしております。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので質疑を終結します。

これより討論、採決に入ります。議案第1号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第1号平成27年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについて原案のとおり承認することに

賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（荒川 政義君） 起立、全員であります。よって本案は承認することに決定しました。

日程第9. 議案第2号

○議長（荒川 政義君） 日程第9、議案第2号平成28年度周防大島町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。補足説明を求めます。奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） 議案第2号平成28年度周防大島町一般会計補正予算（第1号）につきまして補足説明をいたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

今回の補正は、第1条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算に2,815万3,000円を追加し、予算の総額を139億3,015万3,000円とするとともに、第2条により地方債の補正を行うものでございます。

その概要につきまして、事項別明細書により御説明いたします。

事項別明細書の9ページをお願いいたします。

歳入の13款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費国庫補助金は、個人番号カードの交付事務に係る補助金431万円を追加計上するものでございます。

14款県支出金2項県補助金1目総務費県補助金は、旧和田小学校の改修を行う企業誘致対策事業に対する補助金につきまして、中山間地域づくり補助金からサテライトオフィス誘致県補助金への組み替えでございます。

3項県委託金1目総務費県委託金は、各統計事業の内示を受けての調整、8目教育費県委託金につきましては、小・中学校等における起業体験推進事業を行うため104万8,000円の新規計上でございます。

10ページ、16款寄附金は、図書購入に対する指定寄附金があったことによる社会教育費寄附金1万円の計上でございます。

17款繰入金は、財政調整基金を1,020万1,000円取り崩しての財源調整でございます。

19款諸収入4項雑入は、1,271万円の計上でございます。財団法人自治総合センター自治宝くじ助成金720万円は、宝くじ助成事業の決定通知を受けたことによる新規の計上でございます。

災害共済金はダンプの誤操作により久賀総合支所公用車車庫の屋根が損傷したことに伴う共済金253万8,000円を、B&G財団修繕助成金はB&G体育館の利用促進を図るため機能付加改修を行う99万8,000円を、総合賠償補償保険金は、去る4月14日に確定いたしました。

た裁判の訴訟費用に対する保険金181万6,000円等をそれぞれ計上するものでございます。

11ページ、20款町債につきましては、旧和田小学校の改修を行う企業誘致対策事業の財源調整に伴う合併特例事業債320万円の追加計上でございます。

次に、歳出でございます。

12ページをお願いいたします。

1款議会費は、各常任委員会の行程変更に伴う旅費57万9,000円の追加計上でございます。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費は、議会費と同様に各常任委員会の行程変更に伴う旅費10万5,000円の追加及び裁判確定に伴う弁護士への報酬等277万5,000円の追加計上でございます。

6目企画費は、中山間地域に属する旧和田小学校の改修を行う企業誘致対策として、県要綱の改正に伴う工事請負費から補助金への組み替えでございます。

7目支所及び出張所費では、久賀支所において、久賀総合支所公用車庫の屋根修繕費を、13ページ、大島支所において、大島庁舎等の集合排水処理施設の配管修繕及び地域の要望に対応するための工事請負費を、東和支所において、小規模施設整備事業補助金を追加計上するものでございます。

9目地域振興費は、小積自治会から自治会の作業施設建設について事業申請のありました自治宝くじ助成事業につきまして、財団法人自治総合センターより助成の決定通知がありましたので、助成金720万円を新規に計上するものでございます。

3項戸籍住民基本台帳費では、個人番号制度に伴う通知カード及び個人番号カードの関連事務を地方公共団体情報システム機構へ委任するための交付金につきまして、歳入と同額の431万円を追加計上するものでございます。

14ページ、5項統計調査費1目統計調査総務費は、各統計事業の県委託金の内示を受けたことによる組み替えでございます。

4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費は、しまとぴあスカイセンターでのシロアリ発生に対する駆除経費47万2,000円の計上でございます。

15ページ、9款教育費1項教育総務費2目事務局費は、山口県からの指定を受けて全国11カ所で実施が予定されております小・中学校等における起業体験推進事業104万8,000円の新規計上でございます。

これは、小・中学校等において生産・販売等の起業体験を実施するもので、周防大島高校・東和中学校・城山小学校がモデル校として指定され実施する予定としております。

2項小学校費1目学校管理費は、イノシシが授業中に目撃されております三蒲小学校及び油田

小学校へのイノシシ対策としてフェンス等の設置経費 337万2,000円の計上、16ページ、2目教育振興費もイノシシ対策経費としてイワシ網漁最盛期の浮島小学校への登校時の保護者見守りにかわる渡船使用料について2万7,000円の計上でございます。

3項中学校費2目教育振興費は、東和中学校から浮島への各行事開催時の生徒下校のための渡船臨時便の使用料9万3,000円の計上でございます。

4項社会教育費3目図書館費は、図書購入に対する指定寄附金があったことによる1万円の新規計上でございます。

17ページ、5項保健体育費2目体育施設管理費は、B&G体育館の利用促進を図るため機能付加改修を行う99万9,000円の新規計上となっております。

12款諸支出金1項繰出金は、今回補正計上しております渡船事業特別会計への繰出金15万1,000円の追加計上でございます。

以上が、歳入歳出補正予算の概要でございます。

続いて、5ページに返っていただきたいと思えます。地方債の補正につきましては、合併特例事業債の補正に伴う限度額の変更を行うものでございます。

以上が、議案第2号 平成28年度周防大島町一般会計補正予算（第1号）についての概要でございます。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げ、補足説明を終わらせていただきます。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑はございませんか。吉田議員。

○議員（11番 吉田 芳春君） 12ページ、一般管理費、顧問弁護士の費用として277万5,000円計上しておりますが、先ほど町長から行政報告がありまして、全面勝訴ということで訴訟が決着したので顧問弁護士からの請求に基づいて予算計上されたのかお伺いいたします。

それと請求書の内容について内訳がどうなっているのかお伺いいたします。

それと13ページ、地域振興費、宝くじ助成事業助成金720万円の予算計上についてお尋ねします。これは事業主体、町が認定しているコミュニティー組織ですかね、等に対する助成だと思えますけれども、それぞれの助成金額とコミュニティー活動の整備内容についてお伺いいたします。

○議長（荒川 政義君） 奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） まず、弁護士経費についてでございますけれども、先ほど町長から行政報告いたしましたとおりなんです、裁判が全面勝訴で終結いたしましたので、それに対する経費としての補正でございます。先ほど御報告したとおりなんですけれども、着手金が

115万7,000円ばかりでございます。それから、それ以外に、今後発生しますのが印紙や切手代等々の諸経費として11万3,000円ばかり、それに成功報酬が186万3,000円、何がしに消費税を加えたものということで合計で328万4,644円でございます。そのうち着し金を差し引いたものが今回の補正ということでございます。弁護士からの、当然、当初の委託契約に基づいての請求ということでございます。

それから、もう一点が自治宝くじの助成事業の御質問がございました。これは、今回、助成は東和地区の小積自治会でございます。この小積自治会が地域の活性化を目指しての作業施設、建物ですね。この作業施設を建設したいということで申請がございまして、自治総合センターのほうに申請をいたしましたら、この事業が採択されたということで総額で約1,400万円ばかりの作業施設を小積自治会として建設をすると、それに対して自治宝くじとして720万円の助成をしましょうということでの交付決定があったということでございます。それを町としては歳入で受けてそのまま小積自治会に支出するということでございます。

○議長（荒川 政義君） 吉田議員。

○議員（11番 吉田 芳春君） 裁判は金がかかります、という話をよく聞きますけど、本当に金がかかります。早く決着したからまだこれぐらいで済んだと思いますけれども、長引けば長引くほど際限なく顧問弁護士等の報酬が跳ね上がると思いますけれども、今、顧問弁護士をお願いしておりますけれども、この顧問料に応じて割引制度等はあるのかどうかお尋ねいたします。

○議長（荒川 政義君） 奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） 弁護士の委託料について、顧問弁護士だから割引があるのかという御質問でございますが、これについては当然最初に相談は顧問弁護士としてお願いをしております。ですから、全く顧問弁護士以外の飛び込みといいますか、弁護士に相談すればそこからの相談料等がかかってきますので、当然割高にはなるとは思っておりますが、顧問弁護士だから特別な割引があると、そういった当然標準の報酬というのが決まっていますから、弁護士さんのほうもそれについての契約もしますし、それでの委託料の支払いということになります。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） まず、入りの関係で2点聞いておきます。

一つは、いわゆる財政調整基金を使つての今回の財源ですが、財調補正後の財調残高は幾らなのかというのが1件です。

それと2件目として、実際的に合併特例債についてであります。途中から合併特例債の取り扱いも年度が延びたという関係で、実際的に改めて聞いておきたいのは、今回、合併特例債の活用高で、実際、補正後に合併特例債の枠の残高、これは幾らになるのかという点をまず聞きたいと思っております。

それと次に、歳出についてであります。今回、議会運営費のうち、費用弁償で55万9,000円が補正されておりますが、これは執行部のほうに議会として目的がきちっとされて予算要望されたのかどうか確認しちよきたいというふうに思います。私も、後からついさっき聞いたぐらいで、実際的には目的そのものはわからない状態で実際的には予算計上されておるということであります。私は常々予算計上においては、とりわけ議員の視察研修については、少なくとも目的、そして視察研修先があるんだという立場をとってききましたので、改めて聞いておきたいというふうに思います。

次に、企業誘致対策事業で実際的には歳入は変動はありません。そして、実際的には国県補助金のほうが364万円減額で、いわゆる地方債、これが特例債の関係だろうと思っております、320万円で一般財源が44万円、それで今回、企業誘致については増額分はありませんというのが補正の内容であります。それで聞いておきたいのは、当初工事請負費については、これは私もちょっと記憶が定かじゃないんで、答弁の中でちょっと明らかにしてほしいんですが、道路整備に係る部分ということで私は聞いたような気がするんです。道路整備のために3,000万円ぐらい計上しとったんかな、聞いておったというふうに思うんですが、実際的には全体額がかからんので、その道路部分も、もともとの金額で実際的には今回特例債を使うという関係なのかどうか、それとも工事費が実際的には当初見込みより少なくなるだろうと、その上で今回、節区分の変更をしてほかの部分に充てるっちゃう考え方なのか、これも聞いておきたいというふうに思います。

それと、いつもこの時期に増やすのが3月以降、大幅に予算化計上されたのが各支所及び出張所費です。久賀の部分は実際的には久賀車庫のいわゆる修繕ということは聞いておりますが、その他それぞれ実際的にはかなり住民要望の強い部分が今回補正されたということによろしいのかどうか、既に小規模等が東和支所においては110万円、そして大島支所のほうが工事請負費のほうで200万円、これは町単独の工事費の上乗せということによろしいのか、修繕費が若干組まれておりますので、この部分も答弁を求めておきたいというふうに思います。

それと地域振興、B&Gの規定に基づき宝くじ助成事業720万円の補正であります。先ほど奈良元部長の答弁、補足説明を聞いておきますと大体2分の1ぐらいの金額になるのかなというふうに聞いておりました。この要綱等が宝くじ助成の要綱にマッチしたからそれに適用できるんだということですが、実際的には1,400万円、これは農協ですか、農協倉庫、それともどこになるんですか、明確にしちよかんと、例えば私らもその前々に、例えばいろんな改修が発生するときこの対象になるのか、財源はどこに求めるのかというのがよく議論になりますので、例えばこういった場合はこうなるんだよということもやっぱり明確にしちよかんと、何であそこだけっちゃう誤解を生んでもいけませんので、その辺はちょっと丁寧な答弁を求めておきたい

というふうに思います。

あとは、さきに小・中学校による起業体験ということで予算計上されております。今回が104万8,000円ぐらいですが、実際的に小・中学校1校ずつというふうに聞いておりますが、具体的にどういう起業体験を、例えば生産とかいろいろありますよね、どういう起業体験のために今回やるんだと、それで私たちの予算書には、例えば小・中学校しか出ておりませんが、実際的に高校等についてもその対象はあるというふうに思われるので、ちょっと聞いちゃきたいなというふうに思います。

あとは、イノシシ対策で小学校2校と言われましたかね、目撃情報があるのでフェンスを設置したいということで補正予算化されましたが、実際的には何メートルぐらいを計画して、どっちにしても出入り口になると思いますが、どういうふうに活用していこうというふうに、活用といいますか、イノシシ対策じゃけ、フェンスをどのぐらい、何メートルぐらいやろうとするのかちょっと聞いちゃきたいなというふうに思います。

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午前10時35分休憩

.....

午前10時45分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩全に引き続き会議を開きます。

執行部より答弁を求めます。奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） それでは、広田議員さんの御質問にお答えをいたします。

まず、財政調整基金の残高ということでございます。これ、27年度のまだ決算調整中でございますので、予算上での差し引きということで御理解いただきたいと思いますが、今回の補正を踏まえまして、財政調整基金の残高につきましては、48億3,299万8,000円と見込んでおります。

それから、次に合併特例債の関係の御質問をいただきました。これもまだ、決算の調整中ですのであれなんです、合併特例債の借り入れ限度額、これ、120億7,450万円でございます。今回の補正を踏まえまして、合併特例債の借り入れ合計が53億7,240万円になろうかと思っております。

したがって、差し引きで67億210万円が、まだ借り入れ限度額に対して、これだけの借り入れが起こすことが可能だという数字でございます。

それから、議会の視察経費についての御質問ございました。これにつきましては、議会事務局のほうから説明を受けております。予算要求に際しての御説明があったんですけども、まず、沖縄の普天間基地の視察、あるいは辺野古への視察ということで、3委員会合同で行うというよう

なことでの予算要求がございましたので、これを計上させていただいておるということでございます。あわせて、ですから執行部の随行の経費も追加計上しておるということでございます。

それから、12ページの企業誘致対策の関係でございます。これは、工事請負費から負担金補助及び交付金に振り替えておりますけれども、これは、道路整備につきましては、道路橋梁費のほうで別に予算計上をさせていただいております。ここにあります工事請負費は、旧和田小学校を改修する経費として、工事請負費のほうで予算計上をしておったんですけれども、県の要綱の改正に伴いまして、町が直接工事するんじゃなくて、他の企業誘致や誘致企業のほうで直接工事をすれば、そちらに補助金として出していいよというふうに要綱が改正になりましたので、これはビジコム社に補助金として出すということで、予算を組み替えたということでございます。

それから、13ページの宝くじ助成事業についての財源等についての御質問がありましたが、まずこれにつきましては、先ほども御答弁しましたとおり、事業主体は小積自治会でございます。まあ、旧の農協の倉庫があった土地なのであれかもしれませんが、これ、農協の倉庫を解体されて、地元の土地ということですので、小積自治会が、その多作業施設を建て替えということでの宝くじ助成事業の申請をしたところ、採択されたということでございます。

財源の御質問でございますけれども、基本的には約2分の1程度が、今回が宝くじ助成事業で助成されるということなんですが、これ、議員さんがおっしゃっているのは多分、地元の集会施設とかをする場合どうなんかということですが、これは町の基本としては、4分の1は最低でも地元に出していただくという考え方でおります。

今回については集会施設ではありませんので、地元のほうで、この2分の1程度は出すからというような申請がありまして、宝くじのほうへ申請をしたところ、採択されたということでございます。

○議長（荒川 政義君） 岡野教育次長。

○教育次長（岡野 正徳君） まず、15ページの小・中学校等における起業体験推進事業につきまして御説明いたします。

この事業は文科省の所管する事業でありまして、産業構造及び就業構造の変化、グローバル化の進展が進む中、児童生徒一人一人が主体的に自己の進路を選択し、設定できる能力を高め、社会的職業的自立を促すキャリア教育を促すというのが事業の目的になっています。

それで、この事業については補足説明にありましたとおり、東和中学校それから城山小学校、周防大島高校、この3校が指定をされておまして、そのうち城山小学校では、主として起業について学ぶ。ふるさとの素材を用いたミカンの木を使ったような商品開発を行う。ジャムづくりの試作を行う。11月に道の駅のルーラル・フェスタに出店する。

中学校につきましては市場調査を行う。11月には同じく道の駅でルーラル・フェスタに出店

します。12月には株主総会資料の作成、株主総会の決算報告等について資料を作成するという事業内容になっています。

それから周防大島高校では、参考に申し上げますが、これは県の予算で組んでおるわけですが、新商品のアイデアの作成、我が町地域活性化の作成、道の駅ルーラル・フェスタに同じく出店、わらべ歌のCD作成というような事業が計画に上がっております。

次にイノシシの関係ですが、小学校2校でフェンスを何メートル設置するのかということですが、これにつきましては3月の議会のときに御質問がありましたので、特に油田小学校について回答しておりますが、そのときにも油田小学校と三蒲小学校2校について、昼間、明るい時期に、今の校庭でイノシシが出没したということで、生徒に危害があつてはいけないということで対策をしております。

まず油田小学校については、今年度5月21日に運動会が済んだ後に、仮といいますか、ワイヤーメッシュの防護柵74メートルを25日までに設置しております。

どういうわけか26日に出没しまして、このワイヤーメッシュは、校長との話でこの辺から出ているということにやっておったんですが、26日に体長1メートル程度のイノシシが夕方出没しまして、引き継いでやるということにしておりますが、残りのワイヤーメッシュについて112メートル、さらに出入りが4カ所ありますので門扉を設置することに計画をしております。

それから三蒲小学校ですが、これについては校舎の正門、それから運動場の出入り口、この2カ所について伸縮門扉を設けるということにしております。それ以外の箇所については、既にフェンス等で囲われておりまして、イノシシが入らないようになっておりますので、あと、残りの運動場と正門の門扉をこの予算によって支出することにしております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 奥村大島総合支所長。

○大島総合支所長（奥村 正博君） 失礼します。広田議員さんの御質問にありました、支所及び出張所費について御説明させていただきます。

まず、13ページをお願いいたします。工事請負費です。大島支所経費の工事請負費でございますが、これは、当初見込みより住民の要望件数が増加したためでございます。

また、需用費の中の修繕費につきましては、これは大島庁舎の集合排水処理施設の修繕の費用でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 中田東和総合支所長。

○東和総合支所長（中田 兼歳君） 先ほどの広田議員さんからの御質問にお答えいたします。

支所経費の中の東和支所経費の小規模施設整備事業補助金でございますが、これは地域住民からの要望に、増加に対応するためのものがございます。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 企業誘致の中で再質問しちよきたい、町長の考え方、聞いちょきたいと思うんですが、三蒲小学校と東和の今の予算計上されちよる部分であります、実際的に、町長の考え方として、企業誘致する際の例えば（発言する者あり）わかっている、そっちのほう両方あるけ。

私は常々言うちよるのは、フレーム、いわゆる予算のフレームについてはどういうふうに見ちよるんか。また、いわゆる雇用人数等についてはどうなのかとか、よく聞いておりますが、実際的には誘致の際、事前に議会との協議とかいうのが、実際的には今、ないんじゃないかというふうに思われる。

今回の補正については、実際的には歳出はゼロですから、ただ、予算のいわゆる内容だけの変更ですからあれですが、例えば雇用人数とか、今言うた、いわゆる支出の上限額とかいうのは、議会に予算として計上したときが、いわゆる予算の上限額だという考え方なのか、もしくは町長として、どういうふうな水準で支出を考えているのかという点があれば、答えちよっていただきたいなというふうに思われます。

言いますのが、企業誘致っていうのは、当初計画ほどうまくいかない場合もあるし、ほど途中から、いわゆる廃止といいますか撤退という場合もあります。いろんなケースが考えられるわけです。

そういう中で、町長としてどういうふうに企業誘致を求める場合の考え方、これがあれば、この予算の中で聞いておきたいというのが質問です。また趣旨であります。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 企業誘致の行うときのことでございますが、企業誘致というのは、やろうと思ってすぐできるというものでもないし、やろうとしていろいろ手を尽くしても、なかなか来ていただけないということも、当然あると思います。

そういうことで、今回、ビジコムという会社が、ちょうど私たちの希望と向こうが、その条件等が合ったということでございます。

そこで、議会のほうについては、それぞれその企業誘致が進むような状況になりましたら、今回の件もそうですが、それぞれ報告はさせていただいておるということでございます。

しかしながら、今の町が、どこまで整備をして企業誘致を進めるのかということでございますが、例えばその際限なく整備をしてから来てくれというようなことではなくて、私たちも今回、

県のそれまでは中山間地域づくり補助金という形で、補助金が、県がまず要綱を持っておりまして、その要綱の上限までは、県の要綱に合わせて町も補助金を使って出そうと。

それまでは、県の補助金をもらって、うちは町が工事をして、そういう整備をしようというふうにしとったわけですが、これが28年度から、県のほうが中山間地域づくり補助金ということから、サテライトオフィス誘致補助金というのに変わりました。

そして、その要綱の中が、町が工事をやれば補助金を出しますよということから、町が補助金を事業者のほうに出せば、県が補助金を町のほうに支給するということになりましたので、それで、今回の組み替えになったわけでございます。

だから、私たちが今考えておるのは、県の補助金の額の枠に、それに町もついていこうということでございますので、際限なく出すということではないというふうに思っております。

また、道路のことにつきましては、これは、この誘致企業だけが使う道路というわけではございませんし、和田小学校に入る道路ちゅうのは非常に狭隘なために、合併前から、もうあつこの道路を何とかしたいというのは、旧町からずっとあつたというふうに聞いております。

そこで今回、企業の誘致がかないましたし、できれば、その入り口の道路も少し整備をすれば、これは企業のほうも当然、利用できますし、また、民間の皆さん方も、地域の皆さん方も利用できるということで、今回、道路整備もあわせて行うというふうに思っておりますが、道路整備のほうについては、必ずしも、その企業誘致だけというわけではないというふうに思っておりますので、これは上限とか下限とかいうことは考えておりません。

○議長（荒川 政義君） 広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 今、企業誘致に対する基本的考え方、町長のほうから答弁がありました。

ほいで、上限とか下限とかいう部分については考えていないと。（発言する者あり）いわゆる県の補助基準に沿って支出すると。じゃ、基本的にはその枠内で支出していくというのが考え方だろうというふうに思うんですが、実際的に、企業誘致というのも昔型の企業誘致でなくて、今型のいわゆる企業誘致ちゅう部分に関しては、かなり雇人数とか、それとか実際的な人件費単価とか、いろいろ厳しい側面が出てくるんじゃないかなというふうに私のほうは認識しております。

そういう中で、やっぱりある程度、基準、今、町長は県の補助要綱が基準で支出していくということなんですが、やっぱりよくよく見とくと、例えば、近隣市町村でもかなり企業誘致をして、実際的には途中で撤退と。ほいで、その雇用者もどうにもならんちゅう繰り返しが、結構、近隣市町村でもあるんで、これは早目早目に対応等が求められる部分じゃないかなと。

今、入ってきたばかりですから別な段階かもわかりませんが、これはおのずと気をつけてい

かんにゃいけん部分じゃないかというふうに提起して終わります。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。今元議員。

○議員（8番 今元 直寛君） 先ほど、お答えがあったんですけども、イノシシ対策です。イノシシ対策で、長さ、多分74メートル、それから残り112メートルですか、これをフェンスを巻くというお話がありました。

ここでフェンスの高さ、これがどれぐらいのものなのかなということと、それと、やっぱり小学校という特殊な場所ですんで、ある程度その景観的なものも考えていく必要があるんじゃないかなと思います、その辺はどういうふうに考えておられるか。

それともう一点は、イノシシが入るには、イノシシはイノシシなりの言い分があると思うんですよ。

例えば、ミミズの生育したような肥沃な土壌が一部あるとか、そういうのはある可能性があるらしいんですよ。いうことがあるならば、そういうことを除去して、できるだけそういう環境をつくらぬようにも考える必要があるんじゃないかなと思いましたんで、ちょっとその辺をお聞きしておきたいと思います。よろしくどうぞ。

○議長（荒川 政義君） 岡野教育次長。

○教育次長（岡野 正徳君） フェンスについて、イノシシ対策用のフェンスですが、高さについては1メートルにしております。

ワイヤーメッシュを使いますので、これが高さが1メートルしかとれないという。逆にすれば2メートルとれるんですが、2メートルだと高過ぎるので、今、1メートルしか通常のフェンスでは設置できませんので、ワイヤーメッシュで1メートルの高さのものをやるということにしております。

それから景観上配慮の点ですが、3月の答弁の中では、景観も配慮したものについて検討するというふうに申し上げたと思いますが、町内部の検討の結果、現状ではワイヤーメッシュについて、既に、中学校小学校の中で学校菜園等に使用していますので、それについて使っても問題なかろうという判断でして、ワイヤーメッシュを主として使うということにしております。

今後、イノシシがだんだん大きくなったものが浮島でも出ていますし、久賀でも6月の3日には出ているということですので、どんどん体長の大きなものが出てきておる状況ですので、それに対してかなりのボリュームな延長が必要になりますので、当面このワイヤーメッシュを設置していくということを考えております。

それからミミズ等の、グラウンド内にもうそれがいるので、それに対する対策、ミミズがいるからイノシシが入ってくるということだろうと思いますが、ミミズ等は草等が覆われておるとその下に湧くから、そこへイノシシが入ってきてそれを掘り起こすというので、近づいてくるとい

うことが考えられると思いますが、現在、学校等の今、草が繁茂する時期ですので、それについて草刈りをやっていただいておりますが、その草等の除去について校内に残さないように、そういうふうな処置もしておりますので、現在のところ、その程度の対策をしております。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。討論、採決は最終日いたします。

日程第 10. 議案第 3 号

日程第 11. 議案第 4 号

○議長（荒川 政義君） 日程第 10、議案第 3 号平成 28 年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）と、日程第 11、議案第 4 号平成 28 年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第 1 号）の 2 議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。平田健康福祉部長。

○健康福祉部長（平田 勝宏君） 議案第 3 号平成 28 年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）につきまして、補足説明をいたします。

今回の補正は、平成 30 年度からの国保財政の県単位化に伴い、県が導入する国保事業費納付金等算定標準システムとの情報連携に必要なデータを、本町の基幹システムから抽出し提供できるよう、町基幹システムを改修する経費と、それに対する国庫補助金を計上するものでございます。

この経緯につきましては、本年 4 月 8 日、国保中央会ホームページ上に、情報連携に係るインターフェース仕様書が公開され、県との連携に必要なシステム情報の詳細が判明し、また、同月 20 日、県通知により、新たに国の国民健康保険関係業務準備事業費補助金に係る交付要綱が示されるととともに、本年 10 月に県へ配布される予定の国保事業費納付金等算定システム（簡易版）による国保事業費納付金等の県の試算に向けて、今後、各市町において必要なデータを抽出し、県へ提供する必要があることから、当該情報連携に向けた本町の基幹システムの改修が、必要であることが明らかとなったものでございます。

それでは、補正予算つづりの 19 ページをお願いいたします。

第 1 条で、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 3 3 3 万 8, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 3 8 億 5, 2 9 2 万円とするものであります。

詳細につきましては、事項別明細書により説明をいたします。

25 ページをお願いいたします。

歳入から御説明いたします。

3 款国庫支出金 2 項国庫補助金に、新たに 2 目制度改正補助金として、国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金 3 3 3 万 8, 0 0 0 円を増額計上しております。

次に、歳出について御説明いたします。

2 6 ページをお願いいたします。

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費の委託料を、システム改修分として歳入と同額の 3 3 3 万 8, 0 0 0 円を増額し、計上しております。

以上が、議案第 3 号平成 2 8 年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）についての概要でございます。

何とぞ、慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げまして、補足説明を終わらせていただきます。

○議長（荒川 政義君） 奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） 議案第 4 号平成 2 8 年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第 1 号）につきまして、補足説明をいたします。

補正予算書の 2 7 ページをお願いいたします。

今回の補正は、第 1 条により、既定の歳入歳出予算の総額に 1 5 万 1, 0 0 0 円を追加し、予算の総額を 8, 5 1 5 万 2, 0 0 0 円とするものでございます。

その概要につきまして、事項別明細書により御説明をいたします。

3 3 ページをお願いいたします。

歳入につきまして、4 款繰入金 1 項他会計繰入金は、一般会計からの繰入金を 1 5 万 1, 0 0 0 円追加計上いたしております。

3 4 ページの歳出でございます。

1 款総務費 2 項事業費 1 目前島航路運航費において、久賀側の浮き桟橋が西側へ移動したため地元からの要望があったことから、風雨のしのぐためのユニットハウスのリース料 1 5 万 1, 0 0 0 円を新規に計上いたしております。

以上が、議案第 4 号平成 2 8 年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第 1 号）についての概要でございます。

何とぞ、慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げ、補足説明を終わります。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

議案第 3 号平成 2 8 年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について、質疑はございませんか。広田議員。

○議員（4 番 広田 清晴君） 今回の補正の内容は、県と町との情報のやりとりということと言

われておりますが、実際的には、いわゆる国保事業の単一化の流れの中の予算計上じゃないかなと、今回のシステム改修は、いうふうに私は認めています。

御承知のように単一化については、判断が分かれるところでもあります。私は、今の国保会計の状況を見ると、単一化で、なかなかよくなるまいだろうなという立場であります。

そういう中で、実際的に単一化、これは2020年ですか、それとも、いつなのかというのは既に情報として入っておると思いますが、ちょっと報告も含めておきたいというふうに思います。

○議長（荒川 政義君） 平田健康福祉部長。

○健康福祉部長（平田 勝宏君） ただいま御質問をいただきました件ですが、県の単一化につきましては、平成30年度から県の単一化をされるというふうなことでございます。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第4号平成28年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第1号）について、質疑はございませんか。平川議員。

○議員（2番 平川 敏郎君） 2番、平川です。34ページの前島航路の運航経費で15万1,000円、地域住民の要望に応えるために、早急なる対応でリース代ということで感謝いたしておるんですが、これ、仮設トイレのほうは不可能なのかどうか、再度お聞きします。

○議長（荒川 政義君） 奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） 今回の補正につきましては、地元要望で、そういった待合所といいますか、この設置について要望がございましたので、今回は仮設、まだ、国道の改良工事ですので、仮設の待合所といいますか、これの予算計上をさせていただいたというところでございます。

○議長（荒川 政義君） 平川議員。

○議員（2番 平川 敏郎君） 先般、前島に、自主防災組織の設置で私も上陸させていただいたんですが、そのとき島民の方がおっしゃるには、私みたいな年寄りばかりで、用足しが間に合わないということで、トイレのほうも要望を出したんだがという話があったんですが、でも、せっかく休憩所というか待合所は設置されたんですが、できるもんならトイレもできないもんか、ちょっともう一度、済みませんお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） 今回の仮設トイレをというような御質問でございますけども、住民の皆さんの要望としてそういったことがあるんですが、当然、先ほどもちょっと触れましたけども、まだ、国道の改良工事の中でございまして、その用地の確保等々いろんな問題ございます。そこ

らあたりを踏まえまして、ちょっと検討させていただきたいというふうに思っております。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。討論、採決は最終日いたします。

日程第 1 2. 議案第 5 号

日程第 1 3. 議案第 6 号

○議長（荒川 政義君） 日程第 1 2、議案第 5 号周防大島町税条例等の一部改正の専決処分の承認を求めることについてと、日程第 1 3、議案第 6 号周防大島町国民健康保険税条例の一部改正の専決処分の承認を求めることについての 2 議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第 5 号及び議案第 6 号の専決処分の承認を求めることについて、補足説明を行います。

まず、議案第 5 号周防大島町税条例等の一部改正について、専決処分の承認を求めることにつきましては、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成 28 年法律第 13 号）、地方税法施行令等の一部を改正する等の政令（平成 28 年政令第 133 号）及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成 28 年総務省令第 39 号）が、平成 28 年 3 月 31 日にそれぞれ公布され、一部を除き平成 28 年 4 月 1 日に施行されたことに伴い、専決処分書のとおり処分させていただきましたので、議会の承認をお願いするものであります。

主な改正点であります。1 点目といたしまして、再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置について、わがまち特例を導入した上で、その適用期限を 2 年延長するものでございます。

2 点目といたしまして、津波対策の用に供する港湾施設等に係る課税標準の特例措置について、わがまち特例を導入した上で、その適用期限を 4 年延長するものでございます。

それでは改正内容につきまして、新旧対照表により、順次御説明をさせていただきます。

9 ページ上段になりますが、条例第 56 条第 1 項、同じく 9 ページ下段、条例第 59 条第 1 項、固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告についてであります。いずれも法律改正に合わせて改正するものでございます。

10 ページ中段、附則第 10 条の 2 第 2 項、第 5 項、第 6 項、第 7 項、第 8 項、法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合についてでございますが、これは法律改正に合わせた改正でありまして、再生可能エネルギー発電設備及び津波対策の用に供する港湾施設等に係る課

税標準の特例措置について、わがまち特例の割合を定める規定を創設するものでございます。

10ページ下段、附則第10条の3第8項、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告についてであります。これにつきましても法律改正に合わせた改正をするものでございます。

11ページ上段、附則第6条第3項、11ページ下段、第7項、12ページ上段、第10項及び第12項、12ページ下段、第14項たばこ税に関する経過措置についてであります。これは規定の整備をするものでございます。

続いて、議案第6号になります。周防大島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることにつきまして、補足説明をいたします。

地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）、地方税法施行令等の一部を改正する等の政令（平成28年政令第133号）が平成28年3月31日に公布され、4月1日から施行されることに伴い、専決処分書のとおり処分させていただきましたので、議会の承認をお願いするものでございます。

このたびの主な改正点でございますが、1点目といたしまして、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した基礎課税額に係る課税限度額を54万円に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を19万円に引き上げるものでございます。

2点目といたしまして、低所得者の国民健康保険税の軽減措置の対象を拡大するため、国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について一部改正するものでございます。国民健康保険税の5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の引き上げを、それぞれ行うこととなっております。

それでは改正内容につきまして、新旧対照表により順次御説明させていただきます。

17ページ上段、第2条、課税額についてであります。第2項につきましては国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を54万円に、第3項の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を19万円に、それぞれ引き上げるものでございます。

17ページ下段から18ページ上段、第23条、国民健康保険税の減額についてであります。第2号の5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得を26万5,000円に、第3号の2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得を48万円に引き上げるものでございます。

以上が、議案第5号及び議案第6号の補足説明でございます。

何とぞ、慎重なる御審議の上、御承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。議案第5号周防大島町税条例等の一部改正の専決処分の承認を求めることについて、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第6号周防大島町国民健康保険税条例の一部改正の専決処分の承認を求めることについて、質疑はございませんか。吉田議員。

○議員（11番 吉田 芳春君） 済みません。議案第6号の改正は、課税額を限度額を上げることによりまして、限度額を超えるものの負担が増えることとなります。増収につながると思います。逆に、2割、5割の軽減世帯は、判定基準の所得が引き上げられますので、軽減世帯が増えることによって減収につながると思います。

結果として、増収になるのか減収になるのか、どのように見込んでいるのかお伺いいたします。

○議長（荒川 政義君） 奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） ただいまの御質問ですけれども、賦課限度額の増額見込みとして、これは平成27年度当初課税のベースで試算しておりますけれども、この限度額の変更による増額として246万4,000円、それから、軽減判定の変更による減額として39万8,000円、差し引きで206万6,000円の増額見込みでございます。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 今、吉田議員が質疑しよったわけですが、私は、町の国保会計の増というよりは、住民負担の増のほうが心配する立場です。

そういう格好で、今回、限度額の増ということは、実際的には、中身としては、後期高齢者部分と医療分の増ということですが、区分けは、限度額ね、実際的にはどういうふうに見ておるのかという部分と。

もう一つは、軽減に関わる部分よね、これも、もうちょっと詳しく報告を求めておきたいというふうに思います。聞き取りにくい部分があったんで、併せてゆっくり。

○議長（荒川 政義君） 奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） 今回の条例改正に伴う影響額といたしますか、そういった趣旨の御質問だろうと思います。

まず、限度額の改正部分で、まず医療分、これが現行の52万円から54万円に引き上げになるということでございます。

この引き上げ後の対象世帯が64世帯から9世帯減で55世帯となります。それで、影響額としては118万4,000円と見込んでおります。

それから、後期分のこれが、限度額が現行17万円から19万円への引き上げでございます。これによりまして対象世帯が73、あっ、ですから引き上げ後の対象世帯が77世帯から54世帯になると見込んでおります。影響としては23世帯の減で、128万円の影響が出るということでございます。というふうに見込んでおります。

それから、5割軽減のほうの対象者の軽減判定額の増額といいますか、これによりまして、影響につきましては、対象世帯1世帯増というふうに見込んでおります。被保険者が2人増で、軽減額については5万3,000円の影響が出るということでございます。課税額が5万3,000円減少すると。

2割軽減につきましては、47万円から48万円に引き上げるということでございまして、世帯数では18世帯増、被保険者としては30人の増、影響額としては34万5,000円というふうに見込んでおるといことで、合せて先ほど吉田議員さんに答弁した数字になるということでございます。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論、採決に入ります。議案第5号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第5号周防大島町税条例等の一部改正の専決処分の承認を求めることについて、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

（「全員」と呼ぶ者あり）失礼。起立全員でございます。

議案第6号、討論はございませんか。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 議案6号専決処分の承認を求めることについて、このことについて反対の立場を明確にしておきたいというふうに思います。

近代、専決処分を得ざるを得ない国の決定等は、それなりに流れとしてあります。実際的に私は、ここで問題にしたいのは、やっぱり国民健康保険会計及び国民健康保険税の状況が、国保加入者にどうなのかということは改めて述べておきたい、反対の討論としたいというふうに思います。

といいますのは、実際的に、国保加入者の特徴は急に仕事がなくなったとか、そしてまた、他の健康保険制度に加入できないとか、そしてまた74歳までですか、実際的には、前期高齢者ぐらいまでが加入する。早う言ったら皆、介護保険制度の一つということになっております。

そういう中で、私は、今回の専決処分において、こういうやり方、例えば、一方で負担増を求め、一方で負担減を求めるといのはなしに、国の制度の大きな一つ、骨格なんだから、国が責任を持って実際的に運営しなさいという立場であります。

御承知のように、今回、一億総活躍社会という中で、自然増分、いわゆる社会保障の自然増分5,000億円減額ということが、既に明らかになっておりますが、その部分の減額ではなしに、こうした社会保障制度、国民健康保険会計運営に、やっぱり国が負担をするべきだと。

特に、かつて医療費のいわゆる45%を持っていった国の負担割合、これが今、30%ぐらいに落ちちよるとというのが、前から議論しよる内容なんです。

ですから、こういう繰り返しですから、国民健康保険会計は大変だということになるんです。これはどこまでいっても大変になる、国が金を出さんわけですから。そうして地方自治体と国保加入世帯に、そして保険者に負担をかぶせてきたと、これが国保の実態であります。

こういう実態をやっぱりきちっと是正するためには、県単一化じゃなしに、国がきちっとこの国保会計に責任を持たんと、実は、大変な状況の繰り返しになるんだということを、改めて討論としたいというふうに思います。

以上であります。

○議長（荒川 政義君） 賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第6号周防大島町国民健康保険税条例の一部改正の専決処分の承認を求めることについて、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14. 議案第7号

○議長（荒川 政義君） 日程第14、議案第7号周防大島町犯罪被害者等支援条例の制定についてを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第7号周防大島町犯罪被害者等支援条例の制定について、補足説明をいたします。

平成16年に犯罪被害者等基本法が制定され、第5条には、地方公共団体は基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有するとされております。

全国においては、犯罪被害者等の支援が進んでいないのが現状で、犯罪被害者等の支援に関す

る条例を制定している自治体は全国で2割にとどまり、山口県下では防府市のみが制定されている状況でございます。

この条例は、犯罪被害者等基本法の基本理念にのっとり、犯罪被害者等に対する支援を総合的に推進することにより、安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的に、本町における犯罪被害者等の支援に関する施策の基本となる事項を定めるものでございます。

また、条例制定に当たり、柳井警察署管内の本町、柳井市、田布施町、平生町、上関町の1市4町において一斉制定することにより、相互に連携し、協働して支援する態勢を整えるものでございます。

それでは、条例案の概要につきまして、順を追って御説明いたします。

19ページをお願いいたします。本条例は12条からなるもので、第1条から第3条までは、本条例の趣旨や目的等及び用語の定義、支援の実施に関する基本原則等の共通事項を規定しております。

第4条、第5条では、それぞれ町の責務と町民等の責務について規定しております。

第6条では、犯罪被害者等の支援に関する各種施策について情報提供、助言、連絡調整その他の必要な支援を行うための総合窓口の設置及び運用について規定しております。

第7条から第9条までは、保健医療・福祉サービスの提供、居住の提供、雇用の安定等、犯罪被害者等の支援に関する各種施策を規定しております。

第10条では、犯罪被害者等の要望に応じて犯罪被害者等の支援を行う民間支援団体に対し、犯罪被害者等の情報提供等を行うことを規定しております。

第11条では、町民等が第5条に定める責務を果たすため、その理解を増進する施策を講ずる必要を規定しております。

第12条では、支援を行わないことができる場合を規定しております。

なお附則につきましては、1市4町において協議し、本条例の施行日を平成28年10月1日としております。

以上が、議案第7号の補足説明でございます。

何とぞ、慎重なる御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑はございませんか。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 条文的には、すっといっちょるんですが、具体的にどういう取り扱いをするのかというのが、非常にわかりにくい部分であります。

例えば、2条の5を見てもらうたら、「二次的被害、被害に遭ったことによる経済的損失、精

神的、苦痛的、身体の不調、周囲の人々のうわさ及び中傷並びにマスメディアの報道によるプライバシーの侵害等をいう」、これらの被害に対して具体的にほじゃどうするんかちゅうんが、ちょっとわかりにくいんですが、ちょっと、もうちょっと報告をしていただきたいなというふうに思います。

○議長（荒川 政義君） 奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） 具体的にどういった支援をするのかという御質問ですが、これ、まさしくここに、第2条の第5号に書かれておりますように、二次的被害ということで、いろんなケースが想定されるところでございます。

したがいまして、これについて個別にこういった支援とか、非常に私どもも御説明はしにくいところなんですが、それぞれ警察なりの関係機関、あるいはそういった相談窓口等々もございまして、それらと協議しながら、可能な支援をしていきたいということで、今、ここで具体的に何をというのも非常に、そういった関係団体の情報提供等も先ほどもありましたけども、そういったこともしていきたいし、ということでございまして、今ここで、非常に何をという特定はできないというのが実情ではございます。

基本理念を定めた条例ということで御理解いただければというふうに思っております。

○議長（荒川 政義君） 広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 近隣市町と連携して、こういう条例をつくっていくと。ほいで、それがマスコミによって、例えば大島町並びにこの部分については、周防大島町犯罪被害者等支援条例ということで紹介をされます。

ほんで、実際的には、まさしく理念的なもの、条例を設置して、例えば理念的なものをつくったよということじゃ、実際的に条例が動いていくちゅうことにはならんんじゃないか思うんですよ。

これを設置しました。ほいで、こういうものに対しては、具体的にこういうこの条例のもとで、こういうふうにやりますという、例えば条例の場合に言葉はどうかわかりませんが、いろんな規則的な部分とかいろんな部分があると思うんです。

そういうような部分の設置も含めて検討したりしていかなと、これはあくまで理念じゃということになってしもうて、実際的には、功を奏さんのんじゃないかなという危惧がしよるんです。

ですから、この条例を設置しました。このことについて具体的に今後、どうやっていくちゅう部分をやっぱり所管課なりの部分は協議していかなと、この条例を設置しましたで終わってしまうんじゃないかというふうに思うんで、これは今後の検討課題というふうに思われますが、ぜひこの条例を受けて、この意味するところを十分深くつかんで、設置していくことが大事じゃないかというふうに思いますので、ぜひそれ、内部でもよく協議をしてやってください。

答弁しちよく。しちよかんか。（発言する者あり）

○議長（荒川 政義君） ほかにございませんか。吉田議員。

○議員（11番 吉田 芳春君） 附則で平成28年10月1日から施行するという事で説明がありましたけども、いま一度、説明をお願いいたします。（発言する者あり）

10月1日にする理由を説明したと思いますけども。

○議長（荒川 政義君） 奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） これ、先ほど補足説明でありましたように、柳井警察署管内の1市4町が協働してこの条例をつくっていかうということで進めております。

したがいまして、この1市4町が、本年の10月1日からこの条例を施行しようということで、施行日は定めさせていただいております。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。小田議員。

○議員（14番 小田 貞利君） 同僚議員と同じような質問なんですけども、本当にわかりにくい。もう条例をつくること自体はいいんですが、この条例をつくるのに当たって、当然、いろんなことがあったからやっついていかうということだろうと思うんです。

一つでも二つでも、こういう例のときにはこういうふうにするというのがあれば、わかりやすいと思うんですけど、その辺はいかがですか。

○議長（荒川 政義君） 奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） 例えば、20ページの第7条に、例えばですけども、この保健医療の福祉サービスの提供ということで、犯罪被害者等が犯罪等により心身に受けた影響から回復し云々と書いています。こういった保健福祉のサービスの提供、あるいは第8条には住宅の提供とか、個別にそういったことも定めております。

そういったことで、こういった今回の条例に定めることに当たりましては、保健福祉の担当課、あるいは町営住宅の担当課等々とも協議をして、この条例については定めさせていただこうということで提案をさせていただいておるところでございます。

○議長（荒川 政義君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

お諮りします。質疑が終結しましたので、議案第14号を所管の総務文教常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、議案第14号を所管の総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（荒川 政義君） 以上で、本日の日程は全部議了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。次の会議は、6月14日火曜日、午前9時30分から開きます。

○事務局長（福田 美則君） 御起立願います。一同、礼。

午前11時46分散会
